【別添：３】

分別管理及び書類管理方針書（例）

※申請事業所の実情に応じて修正願います。

○　○　木材㈱

令和 年 月 日作成

本方針書は、岐阜県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１１月２９日）」を受け、「発電用ガイドライン」に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

・分別管理を適切に行うため（役職：　　氏名：　　　　　　　）を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス

互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや

識等により明示する。

・チップ加工等に当たっては、間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマ

が互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

・チップ等の出荷に当たっては、間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオ

スであることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品の保管に当たっては、間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマ

を原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造し

チップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

・分別管理責任者は、間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそ

以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として

りまとめる。

・間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する

報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上